

## 平成29年第5回本巢市議会定例会議事日程（第5号）

平成29年12月14日（木曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 議案第42号 本巢市税条例の一部を改正する条例について  
日程第4 議案第43号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について  
日程第5 議案第44号 市道路線の認定について  
日程第6 議案第46号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について  
日程第7 議案第47号 平成29年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について  
日程第8 議案第48号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例について  
日程第9 議案第49号 物品売買契約の締結について（織部の里もとす什器・備品）  
日程第10 議案第50号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第5号）について  
日程第11 議案第51号 平成29年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）について  
日程第12 発議第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について  
日程第13 発議第4号 議会改革検討委員会の設置について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

### 出席議員（16名）

1番	高橋勇樹	2番	今枝和子
3番	高田浩視	4番	寺町茂
5番	河村志信	6番	澤村均
7番	堀部好秀	8番	鏝本規之
9番	黒田芳弘	10番	臼井悦子
11番	道下和茂	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎

---

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛

健康福祉部長 久 富 和 浩  
林政部長兼  
根尾総合支所長 蜂 矢 嘉 徳  
教育委員会  
事務局 長 溝 口 信 司

産業建設部長 青 木 幹 根  
上下水道部長 三 浦 剛  
会計管理者兼  
会計課長 小野島 広 人

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長 坪 内 重 正  
議会書記 大久保 守 康

議会書記 杉 山 昭 彦

## 開議の宣告

### ○議長（鰐本規之君）

ただいまの出席議員数は16名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

### ○議長（鰐本規之君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号12番 村瀬明義君と13番 若原敏郎君を指名いたします。

---

## 日程第2 諸般の報告

### ○議長（鰐本規之君）

日程第2、諸般の報告を行います。

常任委員会からの報告をお願いします。

最初に、産業建設委員会の報告を委員長に求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

### ○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

産業建設委員会から報告をいたします。

12月8日午前9時から、糸貫分庁舎2階特別会議室において産業建設委員会を開催いたしました。委員会には委員6名が出席し、藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席のもと、付託案件2件の審査と協議案件1件の協議を行いました。

会議を行う前に、市道路線の認定における現地を視察した後に会議を行いました。

会議では、初めに産業建設部の付託案件である議案第44号 市道路線の認定についての審査を行いました。

次に、産業建設部の協議案件である議案第46号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、産業建設部に属する予算についての協議を行いました。委員からは、今回、有害鳥獣の駆除に係る補正予算が組まれたが、その算出内容と単価の算定根拠について、捕獲獣の頭数等の確認方法について、今回補正予算が当初予算でいくことができなかった理由について、今回のような補正予算を組むことは捕獲者に不安を与えることともなるので、当初予算の段階で実績だけにとらわれることなく、適切に十分に見込んだ予算としていただきたいとの質疑と要望がありました。

次に、上下水道部の付託案件である議案第47号 平成29年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）についての審査を行いました。

以上で産業建設委員会の報告といたします。

**○議長（鐔本規之君）**

次に、総務企画委員会の報告を委員長に求めます。

総務企画委員会委員長 道下和茂君。

**○総務企画委員会委員長（道下和茂君）**

それでは、総務企画委員会委員長報告を行います。

12月11日午前9時から、本巢市本庁舎3階第1委員会室において総務企画委員会を開催いたしました。委員会には委員5名が出席し、議案説明のため藤原市長、石川副市長、各所管部長のほか関係職員の出席を求め、付託案件2件の審査と協議案件1件の協議を行いました。

初めに、総務部関係の付託案件である議案第42号 本巢市税条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、総務部関係の協議案件である議案第46号、本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、総務部に属する予算についての協議を行いました。

初めに、執行部から補足説明を受けて質疑を行いました。委員からは、ドライブレコーダーを公用車107台に取りつける予算額455万8,000円は妥当な金額ですか。今回の補正は本巢市の公用車107台を対象にしているが、公用車全てか。また、公用車の事故も多い中で、本巢市だけでなく市の関係する広域連合などにも働きかけてはどうかとの質疑がございました。

次に、企画部関係の付託案件である議案第43号 本巢市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての審査を行いました。

次に、企画部関係の協議案件である議案第46号、本巢市一般会計補正予算（第4号）のうち、企画部に属する予算について協議を行いました。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員からは、財政調整基金繰入金が計上されているが、現在の財政調整基金の残高などについて、現在の合併特例債の使用期限及び期限の延長について、合併特例債の枠配分の残高について、合併特例債の発行可能額の4割強の使用であるならば、来年度当初予算に合併特例債が充当できる事業を多く計画できないかとの質疑がありました。

以上、総務企画委員会からの報告といたします。

**○議長（鐔本規之君）**

次に、もとす広域連合議会の報告をお願いいたします。

16番 大西徳三郎君。

**○16番（大西徳三郎君）**

それでは、もとす広域連合議会報告をさせていただきます。

平成29年12月6日第4回もとす広域連合議会臨時会が、会期を12月6日の1日限りとして、本巢市役所真正分庁舎3階議場で開催されました。

臨時会に提出された議案は、規約の一部改正1件、条例の一部改正1件及び補正予算3件の計5件でありました。

規約の一部改正は、岐阜県市町村職員退職手当組合格約の一部についてであり、退職手当組合の構成団体である一部事務組合の解散・脱退に伴うもの及び許可権者の誤りによる規約変更の許可申請を再度行うためのものでした。

次に、一部改正は、もとす広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであり、平成29年の人事院勧告に鑑み、もとす広域連合職員の給与に関し所要の改正を行うというものでした。

次に、補正予算は、平成29年度もとす広域連合の一般会計補正予算（第3号）、介護保険特別会計補正予算（第2号）及び老人福祉施設特別会計補正予算（第3号）についての3件であり、一般会計補正予算は87万2,000円の補正を行い、予算総額を4億8,242万2,000円とするものであり、介護保険特別会計の補正予算は、職員給与40万7,000円を増額し、介護認定審査会委員報酬と相殺するものであり、老人福祉施設特別会計の補正予算は66万円の補正を行い、予算総額を9億6,641万3,000円とするものでした。いずれの補正予算も、職員の給与の一部改正に伴い所要の補正を行うものでした。

5件の議案についてそれぞれ慎重に審議を行いましたところ、全ての議案が原案可決されました。以上で報告とさせていただきます。

なお、会議等の資料等をごらんになりたい方は、議会事務局に保管してありますので申し出ていただきたいと思っております。以上です。

**○議長（鐔本規之君）**

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第3 議案第42号及び日程第4 議案第43号（委員長報告・質疑・討論・採決）**

**○議長（鐔本規之君）**

日程第3、議案第42号及び日程第4、議案第43号を一括議題といたします。

議案第42号及び議案第43号については、総務企画委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務企画委員会委員長 道下和茂君。

**○総務企画委員会委員長（道下和茂君）**

付託案件の報告をさせていただきます。

議案第42号 本巣市税条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明は特にごさいませんでした。質疑を行いました、委員から報告すべき質疑はありませんでした。採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第43号 本巣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを審査いたしました。審査の経過と結果について報告します。

執行部からの補足説明はなく、質疑を行いました。委員からの報告すべき質疑はございませんでした。採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

議案第42号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

総務企画委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第42号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

議案第43号を議題といたします。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第43号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第43号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第5 議案第44号（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（鐔本規之君）

日程第5、議案第44号を議題といたします。

議案第44号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

議案第44号 市道路線の認定について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部からの補足説明はなく、審査に入りました。

委員からは、今回の認定路線は行きどまりの路線であるが、幅何メートルで延長何メートルですか。また、道路認定基準はありますかとの質疑に、執行部からは、認定路線の道幅は6メートルであり、延長は55メートルであります。また、道路認定基準は、道路幅員6メートル以上の場合、延長55メートル以内の場合、転回路を必要としないことになっていきますとの回答がありました。道路幅員が5メートルである場合の道路認定基準はとの質疑に、執行部からは、通り抜けできる道路については認定できますが、通り抜けできない道路については幅員6メートル以上、延長55メートル以内でない限り、転回路が必要となりますとの回答がありました。住宅開発による道路整備は周辺の排水路整備も必要となり、特に市有地である路肩のり面については雑草が生えないような管理が必要となり、開発にあわせてお願いしてはと思うが、どのような考えでいるのかとの質疑に、執行部からは、開発箇所と同時に行える場所であればあわせてお願いも可能かと思われませんが、今回の場合は、若干ではあるが離れた位置にあり、開発業者にお願いすることは困難であると思われるとの回答がありました。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（鐔本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第44号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

**日程第6 議案第46号（質疑・討論・採決）**

**○議長（鰐本規之君）**

日程第6、議案第46号を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

黒田議員。

**○9番（黒田芳弘君）**

せっかくでございますので、2点質問をさせていただきたいと思いますが、補正予算ということですので、補正予算の予算計上につきましては大変緊急性が高いという認識の上で2点について質問をさせていただきますが、まず1点目でございますが、先ほどの委員長の御報告を聞いておりまして、幾つかの質問が上がったように聞いておりましたが、公用車へのドライブレコーダーでございますが、補正予算で対応するということになりまして緊急性があつてのことかと思いますが、今回補正で対応することになった理由、何かトラブルがあつたのかということがお聞きしたいのと、それからもう一点は、体育施設費、席田北部公園の防砂ネット補修に伴う改修工事ということですが、これにつきましては当初で計上されておったと思いますが、防砂ネットにつきましては、違いますか。これも補正で予算に計上するというのであれば、何か特段の緊急性の高い理由があつたのか、その点につきましてお尋ねしたいと思います。

**○議長（鰐本規之君）**

ただいまの質疑に対し、担当部長に答弁を求めます。

誰がやるかな。

畑中総務部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、ドライブレコーダーの補正対応ということでございますけれども、さきの議会等で、一般質問の中で早期に対応するという答弁をさせていただいたところでございまして、大体、毎回の議会におきまして公用車の事故等の報告をさせていただきまして、損害賠償額等の御報告をさせていただいておりますが、こうした事故につきましてはいつ何どき起きるかわからないということで、早期に対応したいということで、今回の補正をお願いするものでございます。以上でございます。

**○議長（鰐本規之君）**

溝口事務局長。

**○教育委員会事務局長（溝口信司君）**

それでは、席田北部公園の防砂ネットの補正でございますが、これにつきましては8月7日の台風5号、それから9月17日の台風18号等によりまして、防砂ネットのほうが耐え切れずに破損したということで、東側には民家もございます。防砂ネットでございますので、なければ砂が飛んでくるといようなことで御相談をさせていただいたんですが、早急に直していただきたいと、そのような御要望もございましたので、今回3カ月しかございませんが、少しでも早く直させていただくために補正をさせていただきました。以上です。

○9番（黒田芳弘君）

結構です。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

道下議員。

○11番（道下和茂君）

補正予算でございますが、06の01の03農業振興費、説明では鳥獣害対策報償金と委託料でございますが、これはイノシシ、鹿等も入っておるかと思いますが、実質的に実績はどれだけあって、今回どれだけの目的をもって予算を置いたか、お尋ねします。

○議長（鰐本規之君）

ただいまの質問に対し、答弁を担当部長に求めます。

青木部長。

○産業建設部長（青木幹根君）

それでは、お答えをさせていただきます。

当初予算におきましては、イノシシを100頭、それから鹿を150頭見込んでおりましたが、9月20日前後においても今年度の予定数を超えまして、それ以後の11月の猟期が始まるまでを、今後イノシシについては143頭、鹿は130頭とれる見込みだという見込みを立てて予算計上をさせていただいたところでございます。

○議長（鰐本規之君）

道下議員、それでいいですか。

○11番（道下和茂君）

結構です。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第7 議案第47号（委員長報告・質疑・討論・採決）

### ○議長（鰐本規之君）

日程第7、議案第47号を議題といたします。

議案第47号については産業建設委員会に付託してありましたので、委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

産業建設委員会委員長 村瀬明義君。

### ○産業建設委員会委員長（村瀬明義君）

議案第47号 平成29年度本巢市水道事業会計補正予算（第1号）について、審査の経過と結果について報告をいたします。

執行部から補足説明の後、審査に入りましたが、委員からの報告すべき質疑はありませんでした。

採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上、報告をいたします。

### ○議長（鰐本規之君）

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

産業建設委員長は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午前10時13分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開をいたします。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しています。

休憩前に続き、会議を開きます。

日程第8 議案第48号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第8、議案第48号を議題といたします。

市長に、提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、本日追加提案をさせていただきました議案につきまして、提案説明をさせていただきたいと思います。

まず、議案第48号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例についてでございます。

平成29年8月の人事院勧告に伴い、関係条例を改正するため、この条例を定めるものでございます。

詳細につきましては、後ほど企画部長から御説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（鰐本規之君）

議案第48号の補足説明を企画部長に求めます。

大野部長。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、議案第48号 人事院勧告に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

恐れ入ります。今回追加議案の議案の概要1ページをごらんいただきたいと思います。

まず、制定の趣旨でございますが、本年8月の人事院勧告に伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。

その制定の内容でございますが、第1条につきましては、本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、議会議員の期末手当につきまして、今年度の12月の支給割合を100分の220から100分の230に引き上げるものでございまして、この引き上げにより、年間の支給割合を現行の4.25月から4.35月に0.1月引き上げるもので、本年4月1日から適用するものでございます。

次に、第2条につきましては、同じく本巢市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正でございまして、期末手当の来年度以降の6月の支給割合を100分の205から100分の210に引き上げ、12月の支給割合を100分の230から100分の225に引き下げるものでございまして、年間の支給割合の変更はございません。なお、この第2条につきましては、平成30年4月1日からの施行としております。

続きまして第3条につきましては、本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、常勤の特別職職員の期末手当につきまして、今年度の12月の支給割合を100分の220から100分の230に引き上げるものでございまして、この引き上げにより、年間の支給割合を現行の4.25月から4.35月に0.1月引き上げるもので、本年4月1日から適用するものでございます。

2ページをごらん願います。

第4条につきましては、同じく本巢市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、期末手当の来年度以降の6月の支給割合を100分の205から100分の210に引き上げ、12月の支給割合を100分の230から100分の225に引き下げるものでございまして、この年間の期末手当の支給割合の変更はございません。なお、この第4条につきましては、平成30年4月1日からの施行としております。

次に、第5条につきましては、本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。まず第29条第2項第1号の一般職員の勤勉手当につきまして、今年度の12月の支給割合を現行の100分の85から100分の95に、また特定管理職員につきましては100分の105から100分の115にそれぞれ引き上げるものでございまして、この引き上げにより、年間の期末勤勉手当の支給割合を一般職、特定管理職員とも、現行の4.3月から4.4月に0.1月引き上げるものでございます。

3ページをごらん願います。

次に、第29条第2項第2号では、再任用職員の勤勉手当につきまして、今年度の12月支給割合を100分の40から100分の45に、また特定管理職員につきましては100分の50から100分の55にそれぞれ引き上げるものでございます。

別表第1、第3条関係につきましては、月例給の官民格差を解消するため、1級職員の初任給を1,000円引き上げることとし、若年層についても同程度の引き上げを行うとともに、その他の職員につきましても、それぞれ400円を基本に引き上げるものでございます。

この第5条につきましては、本年4月1日からの適用としております。

次に、第6条につきましては、同じく本巢市職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、まず第29条第2項第1号の一般職員の勤勉手当につきましては、来年度以降の6月の支給割合を100分の85から100分の90に、12月の支給割合を100分の95から100分の90に、また特定管理職員につきましては、6月の支給割合を100分の105から100分の110に、12月の支給割合を100分の115から100分110にそれぞれ変更するものでございまして、年間の勤勉手当の支給割合の変更はございません。

4ページをごらん願います。

次に、第29条第2項第2号では、再任用職員の勤勉手当につきまして、来年度以降の6月の支給割合を100分の40から100分の42.5に、12月の支給割合を100分の45から100分の42.5に、また、特定管理職員につきましては、6月の支給割合を100分の50から100分の52.5に、12月の支給割合を100分の55から100分の52.5にそれぞれ変更するものでございまして、年間の勤勉手当の支給割合の変更はございません。

なお、この第6条につきましては、平成30年4月1日からの施行としております。

第7条につきましては、本巢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございまして、まず9条第2項の特定任期付職員の期末手当につきましては、100分の162.5から100分の165に引き上げるものでございます。また、別表第1の特定任期付職員に係る1号給及び2号給の給料月額を1,000円、別表第2の一般任期付職員に係る1級から7級の給料月額を400円、それぞれ引き上げるものでございます。

なお、この第7条につきましては、本年4月1日からの適用としております。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長（鰐本規之君）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第48号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

日程第9 議案第49号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第9、議案第49号を議題といたします。

市長に、提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、議案第49号 物品売買契約の締結について（織部の里もとす什器・備品）についてでございます。

織部の里もとす什器・備品の購入につきまして、売買契約を締結するに当たり、本巢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めますのでございます。詳細につきましては、後ほど総務部長から御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

議案第49号の補足説明を総務部長に求めます。

畑中部長。

**○総務部長（畑中和徳君）**

それでは、恐れ入りますが、追加議案の19ページをお開きください。

織部の里もとすの什器・備品につきましては、本年12月14日に本巢市観光等施設再整備事業の事業主体であります本巢市観光未来創造グループの什器・備品を担当する構成員であります株式会社 Fujitaka 名古屋支店の支店長 笠原望氏と、随意契約により売買仮契約を締結したところでございますが、本契約を締結するに当たりまして議会に議決をお願いするものでございます。

仮契約の写しにつきましては、追加議案の概要の44ページから48ページのほうにつけさせていただいております。御確認をお願いしたいと思っております。

最初に物品名でございますけれども、織部の里もとす什器・備品でございます。内訳といたしまして、什器につきましては農産物販売所や土産物販売所に係る什器が主なものでございます。備品につきましては、農産物販売や土産物販売に係る冷凍設備機器のほか、土産物販売、ベーカリーの厨房機器、独自商品開発厨房機器でございます。これに加えまして機器の取り付け、据えつけ費も含まれたものでございます。

次に、納入場所でございますが、道の駅織部の里もとすへ納入するものでございます。

次に、契約方法でございますが、先ほど少し述べさせていただきましたが、本巢市観光等施設再整備事業の事業主体であります本巢市観光未来創造グループの什器・備品を担当する構成員であることから、随意契約としたものでございます。

次に、履行期限でございますが、平成30年3月23日までとしております。

続きまして契約金額でございますが、消費税及び地方消費税を含めまして2,698万5,940円でございます。税抜きにつきましては2,498万6,982円となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（鰐本規之君）**

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

今、説明を聞きましたけど、随意契約ということで、構成員の一つだから随意契約ということですが、ということになると競争原理は一切働かないのかなと。普通、今までの契約等におきましては、一般競争入札とか指名競争入札とか、この随意契約もありますけど、競争原理が働かないということになると、向こうから言われる数字そのまま契約をしていくのかなと思うわけですが、今後これからいろんな契約がなされていくんでしょうけど、全て随意契約になっていくような気がしますけど、その説明をお願いしたいと思います。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問についての答弁を担当部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

今回、随意契約ということですが、これはプロポーザル等におきまして募集したわけですが、これにつきましては、本巣市観光等施設再整備事業の募集要項及び仕様書の中に契約の形態というところがございますけれども、これにつきましては、市は本事業に係る契約提案において、優先交渉権者に選定された団体と本事業に係る基本協定を結び、その中で、施設の備品・什器を購入する者と本事業における売買契約を締結するという募集要項となっております。したがって、この構成員である者と契約することになっておりますので、随意契約という形になっております。

なお、競争原理につきましては、このF u j i t a k a 1社からの見積もりではなく、3社から見積もりをとりまして、その安価な価格をもとに契約を締結したものでございます。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（鐔本規之君）

大西議員。

○16番（大西徳三郎君）

そうすると、これからの契約等におきまして、建築にしろ、いろんなこれから発生するわけですが、全てそういうふうな随意契約になっていく、競争原理は働かなくて、いろんな方面から一応資料を取り寄せて、適正な価格というのを判断して契約を結ぶということで、これからもそういうことであるということで認識すればいいですか。

○議長（鐔本規之君）

ただいまの質問に対しての答弁を担当部長に求めます。

畑中部長。

○総務部長（畑中和徳君）

全てと申しますか、こうしたプロポーザル等によりまして業者を選定した場合、あるいはこういった構成員によって契約するという規定がなされておる場合には随意契約となりますが、通常の場合には一般競争なり指名競争というような形でやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（鰐本規之君）

よろしいですか。

○16番（大西徳三郎君）

はい。

○議長（鰐本規之君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第49号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第49号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第50号及び日程第11 議案第51号（上程・説明・質疑・討論・採決）

○議長（鰐本規之君）

日程第10、議案第50号及び日程第11、議案第51号を一括議題とします。

市長に提案理由と説明を求めます。

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

それでは、提案説明を申し上げます。

まず、議案第50号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与費等の増額及びそれに伴う予備費の減額でございます。歳入歳出総額の増減はございません。

次に、議案第51号 平成29年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。  
内容といたしましては、人事院勧告に伴う給与費の増額及びそれに伴う予備費の減額でございます。  
こちらで歳入歳出総額の増減はございません。

以上、詳細につきましては、議案第50号につきましては副市長から、議案第51号につきましては  
上下水道部長からそれぞれ御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

**○議長（鰐本規之君）**

議案第50号の補足説明を副市長に求めます。

石川副市長。

**○副市長（石川博紀君）**

それでは、議案第50号 平成29年度本巢市一般会計補正予算（第5号）につきまして、補足説明  
をさせていただきます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、人事院勧告による条例改正の議案を提出させていただきましたが、  
この条例改正に基づく補正が主なものでございまして、第1表にございますように、予備費の減額  
で収支を調整し、歳出予算のみの補正でございます。

次に5ページをお開き願いたいと思います。

歳出補正予算の事項別明細書でございますが、上段の議会費560万円の減額につきましては、1  
節報酬において、議員の任期途中で欠員に伴う議員報酬240万4,000円の減額、3節職員手当等  
において、議員期末手当として、新議員の期末手当期間率の調整等による減額分から人事院勧告に伴  
う増額分を差し引いた340万7,000円の減額が主なものでございます。

また、議会費を初め、各課におきます一般職員の給料、期末勤勉手当、共済組合負担金及び特別  
職の期末手当等につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額をお願いするものでございます。

次に、飛びまして10ページをお開き願いたいと思います。

一番下の予備費でございますが、747万円を減額し、収支を調整するものでございます。

次に、11ページでございますが、給与費の明細でございますけれども、今回の補正における議員  
を含めた特別職の給与費、共済費の人件費は、合計554万9,000円の減額、また12ページの一般職に  
つきましては、合計1,301万9,000円の増額となっております。

以上、補足説明とさせていただきます。

**○議長（鰐本規之君）**

議案第51号の補足説明を上下水道部長に求めます。

三浦部長。

**○上下水道部長（三浦 剛君）**

それでは、議案第51号 平成29年度本巢市水道事業会計補正予算（第2号）の補足説明をさせて  
いただきます。

補正予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

第2条ですが、収益的収入及び支出の総額は変更ございませんが、支出につきまして1款1項営業費用の増額補正に対しまして、予備費をその財源として組み替えるものでございます。

続きまして、8ページをごらんいただきたいと思います。

実施計画明細書でございます。

収益的支出でございますが、1款1項営業費用、5目総係費、補正額36万4,000円につきましては、人事院勧告に伴う給与改定によりまして職員人件費の不足が生じるため、増額補正をお願いするものでございます。

同じく3項1目予備費、補正額36万4,000円の減額によりまして、1項5目総係費の職員給与費の増額に対しまして、その財源として組み替えをするものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。

#### ○議長（鰐本規之君）

議案第50号を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第50号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第50号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第50号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第50号は原案のとおり可決することに決定しました。

議案第51号を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第51号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第51号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第51号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

## 日程第12 発議第3号（上程・説明・質疑・討論・採決）

### ○議長（鐔本規之君）

日程第12、発議第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書についてを議題といたします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

黒田芳弘君。

### ○9番（黒田芳弘君）

それでは、ただいま議題となっております発議第3号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書について、その趣旨並びに提案説明を申し上げます。

日本の国土の約7割を占める森林は、水源を豊かにし、土砂災害を抑え、人々に癒やしを与えてくれるなどの多面的機能を有し、人が生きる環境を守るためのさまざまな役割を果たしてくれています。その役割は大きく分けて8つあり、試算によりますと、地球環境保全、土壤保全・土砂災害の防止、水源涵養、保健・レクリエーションの4つの機能だけで、年間約70兆円分の経済効果が見込まれているとしております。

保安林を含めると市全体の9割を超える広大な森林面積を有する本市においては、その重要な役割を担っており、未来にわたってこの森林保全に努める責務があることから、これまでも行政と議会が共通の認識を持って、その財源に苦慮しながらも積極的に取り組んできた次第であります。

全国の地方自治体においても森林環境税の導入が広がり、既に37府県と1市が同様の税制を設けており、岐阜県においても平成24年4月1日から清流の国ぎふ森林・環境税が導入をされ、自然環境の保全・再生の取り組みが進められております。

このような中、政府・与党は平成29年度税制改革大綱において、市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てる（仮称）森林環境税の創設に向けて総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得るとの方針を示したところであります。

こうした政府方針に対し、メディアでは、森林の少ない都市部への恩恵が少ない不公平性や、既に独自に導入している地方自治体では二重課税となる指摘がされております。しかしながら、水源

地を初めCO<sub>2</sub>吸収などの環境面、農業・工業用水などの産業面、あるいは登山やハイキング等の観光面など、国土の約7割を占める森林は、私たちの日常生活において大きな役割を担っております。これを次世代へ継承していくよう、国民、社会全体で支え維持すべきであると私は考えます。

森林はなくても市街地の緑化を掲げ、横浜みどり税として実施している横浜市や、全国に先駆けて導入した高知県などは、その森林県としての気概がうかがえるところでもあります。

広大な森林を有し、その重要な役割と責務を担う本市において、将来にわたって森林を保全、整備するために必要な財源確保へ、全国森林環境税の早期導入を強く求め、意見書を提出するものがあります。

以上、提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、よろしく御賢察をいただき御賛同賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（鰐本規之君）**

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第3号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第3号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決することに決定しました。

---

**日程第13 発議第4号（上程・説明・質疑・討論・採決）**

**○議長（鰐本規之君）**

日程第13、発議第4号 議会改革検討委員会の設置についてを議題とします。

本案について、提出者に提案理由の説明を求めます。

黒田芳弘君。

**○9番（黒田芳弘君）**

ただいま議題となっております発議第4号 議会改革検討委員会の設置について、趣旨並びに提案説明を申し上げます。

本巣市議会は、新しく選ばれた16名の議員でスタートいたしました。

少子・高齢化の拡大が要因し、長らく経済の低迷が続いております。さらには、我が国は人口減少時代に突入し、都市部への一極集中により2040年までに全国の自治体の半数が消滅するとして増田レポートに衝撃を受けたことは記憶に新しいところでございます。

このような社会情勢の中、本市においては待望の高速道路インターチェンジ開通が間近に控えており、本市の飛躍的發展に期待をし、そのための効果的な施策を最大限発揮することが喫緊の課題であります。

二元代表制の一翼を担う議会は、行政の監視機能向上と、みずから政策立案をし、提言できる存在でなければなりません。新しく生まれ変わった本巣市議会は、さらなる議会活性に向け、委員会活動における議案審査の充実と先進地に学ぶ視察研修について、議会閉会中においてもその検討を進めるため、委員6名にて議会改革検討委員会の設置を発議するものであります。

以上、提案説明とさせていただきます。議員各位におかれましては、御理解をいただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

#### ○議長（鰐本規之君）

これより、提出者に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

提出者は自席にお戻りください。

お諮りします。ただいま議題となっております発議第4号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、発議第4号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、発議第4号は原案のとおり可決することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました議会改革検討委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、私より指名いたします。

瀬川議員、若原議員、道下議員、黒田議員、今枝議員、高橋議員。以上6名を指名したいと思  
います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議会改革検討委員会委員は、ただいま指名したとおり選任す  
ることに決定いたしました。

これより議会改革検討委員会の委員長及び副委員長の互選を行っていただきたいと思  
います。

議会改革検討委員会委員は、第1委員会室に御参集ください。なお、委員会条例第10条第2項の  
規定により、委員長が互選されるまでの間は年長の委員が委員長の職務を行うことになっておりま  
すので、よろしくお願いいたします。

それでは暫時休憩といたします。

午前11時19分 休憩

---

午前11時26分 再開

○議長（鰐本規之君）

再開します。

ただいまの出席議員は16名であり、定足数に達しております。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会改革検討委員会の委員長及び副委員長が決定しましたので、御報告します。

議会改革検討委員会委員長は道下和茂君、副委員長は黒田芳弘君と決まりました。

以上、報告いたします。

---

閉会の宣告

○議長（鰐本規之君）

以上で本会議に提出されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、平成29年第5回本巣市議会定例会を閉会といたします。

24日間にわたりまして大変お疲れさまでございました。どうも御苦労さまでございました。

午前11時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 鏝 本 規 之

署 名 議 員 村 瀬 明 義

署 名 議 員 若 原 敏 郎